

目 次

辞 令	ページ
事務所長の任免について	1
事務所長の任免について	1

辞 令

事務所長の任免について(辞令)

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則(平成16年規則第2号)第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和2年7月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

令和2年6月30日付け	新発田市事務所長を免ずる	二階堂 馨
令和2年6月30日付け	小千谷市事務所長を免ずる	大塚 昇一
令和2年6月30日付け	弥彦村事務所長を免ずる	小林 豊彦
令和2年6月30日付け	関川村事務所長を免ずる	加藤 弘

事務所長の任免について(辞令)

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則(平成16年規則第2号)第16条第1項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和2年7月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

令和2年7月10日付け	新発田市事務所長を命ずる	下妻 勇
令和2年7月10日付け	小千谷市事務所長を命ずる	大塚 良夫
令和2年7月10日付け	弥彦村事務所長を命ずる	廣瀬 勝利
令和2年7月10日付け	関川村事務所長を命ずる	宮島 克己